

お知らせ

まちのデータ

(平成26年5月31日現在)

人口	27,479人	交通事故発生件数	52-5384
男	12,920人	(5月中、物損、高速含む)	52-7855
女	14,559人	有田川町59件	52-4882
	10,340世帯	死者0人 負傷8人	52-3055
		湯浅警察署調べ	52-5474
			{090-7966-1697
			52-8744



吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

張絡出張
出連出出
山生郷諦
城栗五安水 A

環境プラス休日有
センター
有田川町少年センター

相談

7月の行政相談

●7月17日(木)

・二川住民センター

9時～11時30分

・粟生区集会所 13時～15時30分

■問い合わせ／清水行政局総務政策室

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

相談専用電話

●フリーダイヤル

0120-771-2008

●受付期間／平成27年3月31日(火)

まで(※日曜、祝日、8月10日(日)

～8月17日(日)、12月27日(土)

～1月4日(日)はお休み)

●時間／平日・土曜日：10時～17時

・相談無料・匿名可・秘密厳守

●公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

◆本相談事業は、厚生労働省の平成26年度社会福祉推進事業により実施するものです。

紀の国被被害者支援センター
からお知らせ

犯罪の被害に遭うと、様々な痛手を抱えることとなります。ひとりでは悩まないで話すことから始めませんか。まずはお電話ください。

電話相談073-427-1000
相談料無料・秘密厳守毎週月曜～金曜(10時～17時)毎週土曜(13時～17時)※日曜、祭日、年末年始は休み

■問い合わせ／和歌山県公安委員会
指定犯罪被害者等早期支援団体公益社団法人紀の国被害者支援センター
〒640-2100

2100

給付金

「臨時福祉給付金」
「子育て世帯臨時特例給付金」
の受付が始まります!

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。それぞれの給付金の対象になると思われる方には6月下旬にお知らせを送付させていただきます。

●提出期間／平成26年7月1日(火)～平成26年10月1日(水) 開庁時間内8時30分～17時15分

●申請場所／吉備庁舎(住民課)・金屋庁舎(やすらぎ福祉課)・清水

行政局(住民福祉室)・各出張所
※土・日・祝を除く。ただし第2土曜日・第2日曜日は吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局にて受付します。

※必ず期間内に提出してください。期間内に提出できない場合は支給されません。

※申請をしていただいた方全員に支給されるとは限りません。
※受付開始当初は混雑が予想されますので、ご了承ください。

「臨時福祉給付金」

●対象者／平成26年1月1日において、有田川町に住民登録があり、平成26年度町民税が課税されていない方。ただし、生活保護受給者又はご自身を扶養している方が課税者の場合は支給対象にはなりません。

●支給額／1人につき1万円(老齢基礎年金、児童扶養手当等の受給者には5千円を加算)

「子育て世帯臨時特例給付金」

●対象者／平成26年1月1日において、児童手当又は特例給付の受給者の方。ただし、臨時福祉給付金の対象となる方は対象外となります。

●支給額／対象児童1人につき1万円

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課